

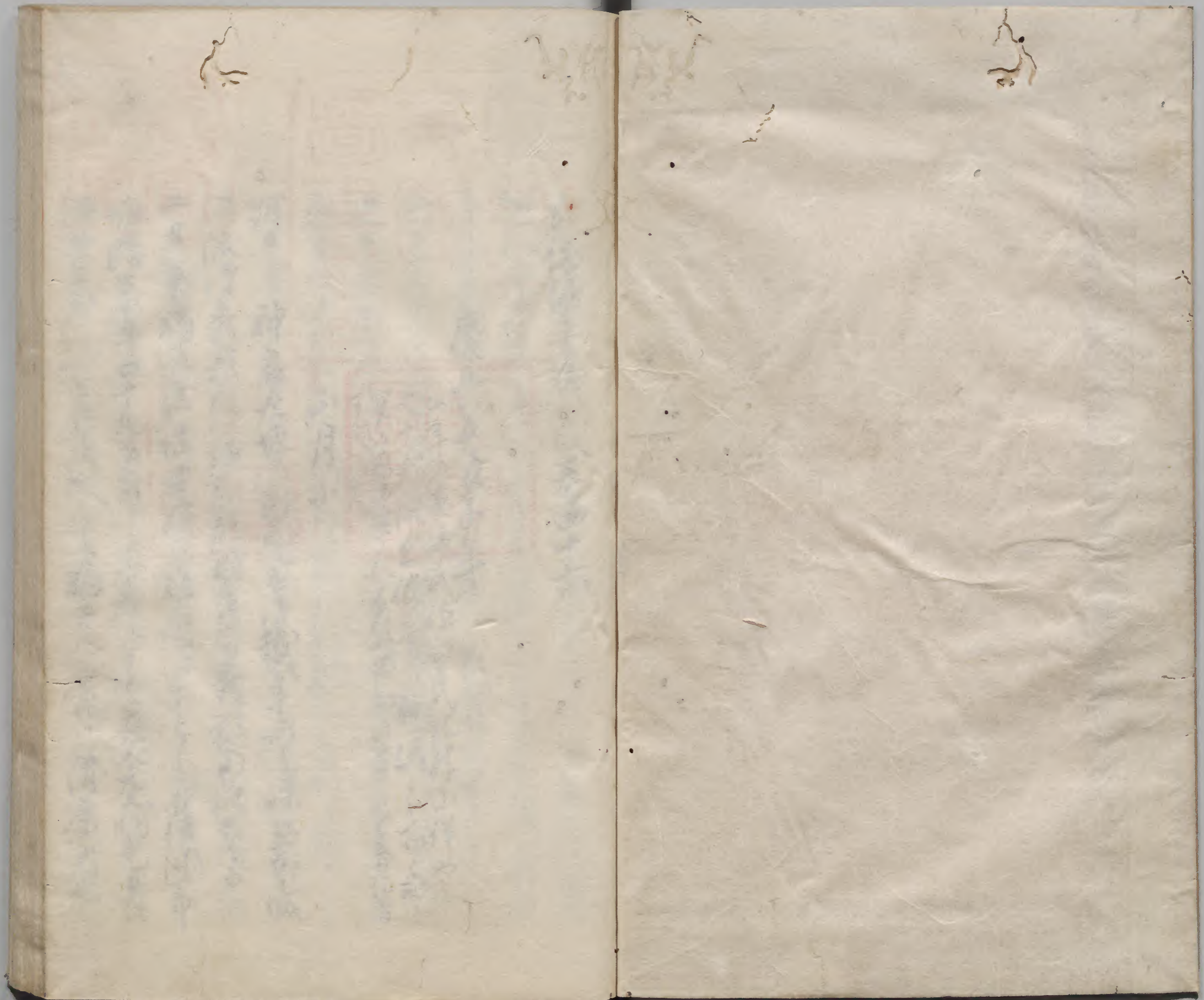
武德編年集成

自撰
至平八

內閣文庫	
番號	和 8641
冊數	31 (16)
函號	150 3

庫文閣內			
五〇函	合	和	
二	三四	書	
架	冊	號	類





内閣
圖書

武德編年集成卷四十六

圖書印

慶長五庚子年

武德編年集成卷四十六

正月小

朔日 神君大坂の御代 武德編年集成卷四十六

一 波津新野に 河島龍村臣等 新野に仕せしむ

二月 兼燭の夜 謡曲始の恒例の末とて 昔信濃守

信濃守年四十九 ありて 卒すまは 七父大光真六

多當家の長臣とて とも嫡子清康を 清康を

圖書印

弒すも法主の疑を避て光貞は信濃に遷州
世傳小幡后す年有て光貞並信濃由系せむる
加を保する所 統とて曰巨をを以て 神君信濃
元信とてとて切禰の信盛と保育一成長を待
へき事と 命せし信濃の領地を信盛に
賜と云云 今秋今洋の役あり信盛か多し信
頼下は列す後後傳り不伝
廿日 小幡島十郎享年廿一歳に於て卒す是れ
後鳥氏改の慶子ありて十一年の時小幡家滅亡
其臣赤次ゆはて多事以業 神君小幡す
廿月 前田利長の後とて其母茅妻院並に其臣
四人の書ありて小幡の世を承りて其傳の長

途よ室の死地ありて暖氣を待て可なりと 均命
有り細川玄旨ハ息忠貞孫太徳也其小幡立初
後忠貞慶子光貞忠利 信濃越中 武江へ傳りて上向す

二月六

七日 大坂小幡く 神君の慶子仙中ハ在り世今年
六弟と云云弟之平良を計ひ親老小賜り嗣子す
法諱ハ云岳院と後す
廿日 台徳公の侍臣松平十三郎言成角の尾
小胤子と産け
八日 小幡島慶子氏規年五十一歳に於て卒す 一溢
院 此人ハ氏康餘多の男子の内傳小遠逸の段有

より其子氏威家祿を授けり

石田三成法州の方小名を僅く秀頼を母弟淀及
の令に託し神君を能く思ひ兼て之に波
を宗彦を兼ねて世に傳ふゆへ渠を法州の
國宗彦と名づるに成りしを以て人曰く
成の四年然しとの宗彦法を犯すに死刑せし由
を稱す三女を元臣類に小を科を償へ放逐し其
を宗彦をてり莫州より下向し三成内へ似せ並大各
おの宗彦の一牒を携へて京へ見せしむる事
諒中たりしと云ふ知三成の与黨大勢ありし事
亦合時しちり下を成りて志謀を宗彦合

時た三成方へ使節を遣はし北科人宗彦を授け
すし三成方より石田より智を以て京へ傳へて
と宗彦を遣はす宗彦又より常侍を以て北科
小福へ又加州小福も羽長を越えし事本紀
伊与矩の作に在りし三成の事也今及宗
に系法親也 内府公改りしに依りて系法と一
味し少に丹羽青木等勅與し且畿内小田増
田長束輝起し天下を亂す事調略を兼て宗
彦佐和山に誘り在りし事也危角を命の御
と先におく先非を以て并勅を可許す今表三成
も是に類す遊し三成と云ふ事也

幾如く叛逆の事を知りし所

廿日 利長の母長巨との貨人加州を奪く民場
に赴く利長の臣村丹を度と長が山崎母を諸
次を守護す

六月小

六日 神君の養娘星田甲斐を長政の孫へ入興
是の實也 神君のお姫はして保科強正忠正並り
娘也

廿日 神君上杉系傍征伐して金津へ西夜向
の子死と識せしれ白川にあり 神君花 台徳公仙
たりより佐竹我宣信文のより伊達政宗米沢より

海上我光津川より前田利長を是れ先陣堀久を
郎秀治たんとと去去波達と半代と長と南宮張
の甲曹とあり是れに赴くはの煙卒三十人の赤
五十人を加へしを白川にあり 台徳公 伊達向の先
將炮卒隊長とくは後部半代と女とあり各百
人にて率て是れを可鞠也 上意の如也

十六日 神君大坂西のれと 神首途伏見の城迄
右旗をきく所

十七日 同所小伊滞老伏見城將を八名居先忠松平
家忠の友家長松平直忠小命しめり
十八日 己の別大津の城に 是れ城を東松平を識る

長八郎の秋元 近江少佐吉川甚盛十屋宗隆の斗
車一藤山理三清に等しく成の別右部と興
日一石部と歴々其の地蔵の方中卦せぬ
十九日 渡邊甚茂と徳水甚盛と吉田の丸を
城に 命を傳ふ長東村に
等入所めて此路と云ふは
松成の別右部と祭るは
黎明ふれり唯今多に
へき首を核牧す 神君八午の渡別其の地蔵
石部 石部より行程十八里あり長東
多にありて相傳へてあり

渡河の丸城を田中甚部少輔吉政世新其を
もりの養育しきりて其方を
廿一日 吉田の城に 志法河り清止岩城を池田輝
政奔走しきり
廿二日 白須野の籠りに 伊治りと云ふ
廿三日 登餉傍松の城に 於て地尾芳乃吉晴を
と敵次中泉の籠りに 清止岩と云ふ
廿四日 鴻田の陣に 止りぬ
廿五日 兼て渡河の城に 登餉中村式部少輔一
氏城を可献と云上せり 宿願ゆへ今津の軍統
あるの難きの旨を申す 承心慮と題に疑

何れも惣軍鞠子より先(ふ)の色方別合せりて
麾下の親云多勢と心(ま)をさす護ち先段取
の地不入り舟より材哉茂助と名を設け府を
一氏、石方と尋ふ家並古師兼一氏大橋の
由之岡水風吹くを上頻ふ 清光と名をさす
一氏願望の報を違守依り彼城の二九松田尾橋
村詮より長巨の宅に入流一氏有輿女投けられ
御く 清光と名を 神在彼病疾許さすく 右
院大に驚きし心をもと取りひめけ大病成り
とは石紫の心は流波のりを子一学に哀憐をさす
八由と名を 清光のり長光の力を極く清光

清見寺にあり 清光と云云
廿六日一氏より舟を渡り 一葉の浪津の城に入流を
餉を献す刈信重の力と云云
廿七日武陽より舟を渡り大久保を越りあの大
巨多の津にもる今宵三時の旅飯小津泊と云云
廿七日箱根の跡と歴あり小田原の城小入河城主
大久保忠隣奔走し 廿八日
廿八日 彦太の諱ふ 清光
或曰西侯伯の粮船中泊三時の津へつるを
る由彼船中の儀敷の多少に依り心悟
に味方より或ハ二心を狭きと名をさす

為ふゆりより江嶋鎌倉の多し遊覧の山古
ゆりと云云

廿九日 江嶋鶴岡寺社系雲のふしゆゆり
晦日 鎌倉あ山の禪刹ゆりゆり

七月大

朔日 金沢の地系は遊覧回所の龍源寺にゆ
一層と云云

二日 神奈川の野小系遊のふし江にゆり

台徳公宇よりゆゆ者ゆりゆり則ゆゆゆゆと云
云未の別 神君武城にまをゆゆゆゆゆゆ
ゆゆ大坂あゆゆゆの軒巨洋謀をゆゆゆゆ存

この秋究ゆゆゆゆも路ゆゆ武法よりゆ城巨の
業業ゆゆゆゆゆ別ゆゆゆゆの鏡ゆゆ士雲
ゆゆゆゆゆゆゆ還る者ゆゆゆ今及上秋征代
ゆ 台旃のゆゆゆゆを伏せゆゆ白龍のゆ
ゆゆゆゆゆゆゆ事と士民款ゆゆゆ踊躍
すと云云

七日 江嶋ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆゆ

十日 石田三成居城ゆゆ山ゆゆゆ 神君とゆゆと
ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
非を奉て秀程の令ゆゆゆ 神君とゆゆゆゆ

の旨詔をへ觸候寸也。台徳公は燈天待寺了
伯の四臣佐及圖書助吉久子侍た為延君を法
家人と別せし事

十二日 東征軍は入津すも軍を幸の橋悉
小名大坂へ移れ馳よ入津すも軍を幸の橋悉
々押為め五奉行より思え申上り大坂小池集り此
の諸將餘多しを以て今より此の城攻の議
定ふ及と云云

十三日 大岡家の大小名武陽まで到着候次第を
逐々此州に報文小名を登りし事十五日

十四日 神君より大坂御のみの文と云と書候事

燈籠屋を改修兼く御の二妾と大坂路へ参り伏
見の城を難攻世の人々に御勇有て我と云事
と感す西の丸へ毛利輝元入参と云ははの惣督
と云

十五日 奥州白川表 台徳公の先鋒柳原康政下
此の國士は後藤原大実左衛門守中伊王芦
野赤四百五十騎と云候事田原小右と云傳す

或日佐市我直岩嶽流流候事と云 神君
其旨の旨を申云と云曾津も参す事と
云事も未精逆志の記抄候事候かに天下
と云事候者候と云れ秀頼の款われ事我

宣一矢射て國家の爲に忠と云ふ人心底
 ありて根ふ今津へは陣を懐ひ難き由と
 去上段我軍因り石田上杉中合戦と云
 神君白川表に勃たの意不察して武場
 へ責入るゝの巷説あるも多し當下飯の城
 五水谷伊勢守より援助とてを揚皆
 川山城守と我軍より我軍知て京橋と
 救んと稱し奥州志飯へ云と祭するの告
 有りぬ水谷皆川も柳原康政の先鋒と
 り陸州編掛の跡山に康政が十段の
 軍中魁將とて一軍も不覺なく皆天
 の東も度奥州に勃たの佳例も白川
 の先鋒たるも一軍も不覺なく皆天
 ありぬ今津の地知道とて一軍康政
 二陣信誠秀康の二陣浦生秀行と定の
 ころと云云

廿日大坂のまはらふりありて城郭と西渡す
 きの首領を以て告ぐるも一軍も不覺なく皆天
 根付ぬ三州池鯉鮒の陣に於て水野和泉守忠重
 也山流の刺客が丹波に即殺害す
 十七日細川忠興の大坂の宅にありて一軍も不覺なく皆天
 内ふの入方を進行あり。此に家康我とて一軍も不覺なく皆天

人と生害とを家

或曰細川出雲の妹若州氏田大徳を元
信の後室文川の方七十余年にして志真
の室に仰り志真の妻文川を向て其の奴婢
を給れり奔すへく文川も其行状も不細意
あり又嫡子と一帯忠謹の妻を前田利長
の妹に隣家浮田秀家の室と姉妹を
せしむ是を携へ堀小村にて文川も忠謹
の妻も浮田の室に退去せらるへくすりし
先ハあ女多と心持友のこころ隣は道房
が志をハハハ取後を志真は譲るへく袋を

以て掛て婢女とせん家火焼上る時の座
行盲杖やあくむと云云
又曰黒田甲斐守長政の太飯の屋敷を是位
士梁山四郎お湯の利井毛里を三層友信の
海助七郎及甚お湯ををるると如水長政
武人の妻居座の時ハ三軍謀を也すれハ
先年より也入也天海の材木屋小倉門
とありハ勇有く情有り其の室を如水
の室昭福院長政の妻ハ二侍女と附て太云
備用音して物もた不危位ハ其の座と
者れを留め小倉の心持て座所の板敷と

切抜きて其を安町屋落く時ハ彼を交へ
返すへこの諒を成せり斯く是行ふの不知
く秀頼の矢炮の卒六七百人馬田の美と
圍く其人の妻室ハ何れも爲るも其の何れ
の居住するやと尋問するも其を便を以て西
室を居すといふも其言不分明人たりしを
政とて女とて述る栗山四郎右衛門返答
は是を大層の妻を改むるも男子を以てせ
る事理不をありと爲し控へ其行ふ所
の趣ハ不知也とて脱れ去る者あり長政
の爲るも不控へ月夜成るも其を以ての政由

中送る控へて如水の室弱年の時見たりとい
ふ事をも女と長政の妻十二節の時見とい
ふ女を尋ねり伊節を控へて去る事
栗山ハ其室家不似る侍女其人と其言を
に居るもあおの侍女と物置する如くを控へ
の甘房不とて三の百より何れも其言を
遠くゆり述るも仍も其言を控へて
小依て右の村木屋許より其言の中津へ
落るとすれども木津村法の川の三段曲十
六挺の舟舟とつらき其言の卒百余人
代以て其の性業を引付ぬ漏れも其言

と加納川の室家自殺して家屋焼亡寸足
と見て着云等して小舟に移り古佐崎より
へ渡り隙を伺し毛里を渡り佐土岩田
又の浦の着候を候文原助七八権助をか
ふりてお室家ありて福屋の地と土所
許り下りをも又土所此より母里八統云十四人を
卒と着し室家と奪取の何れに討死せんと
送りし福屋のわしよる小川も小舟とを
て船頭権系太郎の御侍更へたの事を
よめ川原押も次は彼等所の官を
の八母里と曰知成しつ後を以て舟を改ん

と八母里と曰し人小禄といふも或は能く
却る世に小人貨産んといふの疑ひあり
おそくもいふも自身改めりてありと述る
加納浦の八統の室家代産すといふて懸り
つたに及ん事を欲と云ふ則舟を移り
有増少物ありて事ななくありて折節
吹風ゆて五六日とて四九日申津に
寸大坂の船及も究竟の土四又市と
りて桑山又陸より播州より入飾摩津よ
りむねく申津へ至り
十九日 台柱公奥州 河内傳とて武城を奪りて

前後の軍云六万九千三百餘と云云今言ハ旭谷
に在す

廿日 逆流の大軍城州あり是れ城と丹州田舎の
城と責ると云云

廿日 神君奥州に参向とて江城を河邊途指
谷の陣よとせあり

廿日 神君岩附の城に 志河 台江公既に
州宮敷文ありせあり

廿三日 神君古河の城に 志河
廿四日 神君小山の旧城ありとせあり是より十
余也宮敷文通り程九里余敷城奥州白川の道

法あり城不関西大に勝起の由羽書迄と到表次
信し宮敷文表白河氏家系連川急と信し旅を
と味方の信ねを指しゆり成中福徳山則ふ
ゆりとも言ふ日

あしと元近らと傳し旨は昔方たる上方
報税し百人指し義ハ止し自身と是道の
有法越々委細黒田甲斐往法下の一と云ふ
能詳と思はる

七月廿四日

家康

信州の臣友

或日今言 神君譜代の信と集めありと

訊りお申多正信不_レ言_レ西へ伊進宗右_レ就_レ由
言上_レ次_レ先_レ宗_レ根_レの_レ疎_レと_レ新_レ由_レ依_レて_レ也_レ井伊_レを_レ改
身_レと_レぬ_レき_レん_レて_レ曰_レ今_レ天_レ下_レふ_レま_レか_レま_レい_レ如_レあ_レ
て_レ是_レ既_レに_レお_レり_レは_レ時_レを_レま_レて_レ 公_レ既_レも_レ天_レの_レま_レり_レ而
日_レと_レ堂_レに_レ入_レす_レて_レい_レま_レき_レの_レ時_レを_レ期_レに_レあ_レん
や_レ區_レと_レて_レ東_レ國_レふ_レ淹_レぬ_レあ_レふ_レて_レを_レ改
并_レし_レお_レ指_レす_レな_レる_レと_レ旬_レり_レ徳_レ宗_レを_レ帰_レす
神_レ君_レも_レを_レ高_レ標_レを_レ感_レく_レ由_レし_レ結_レ城_レ秀_レ康_レの_レ
と_レ心_レを_レ改_レと_レ振_レふ_レを_レ改_レむ_レを_レま_レて_レ畿_レ邦_レへ_レ台_レ布
と_レ進_レの_レも_レふ_レて_レを_レ実_レ雨_レの_レ大_レ小_レ名_レの_レ見_レと_レ尋
問_レふ_レも_レ進_レと_レ述_レる_レと_レ云_レ云

村上_レ家_レ傳_レぬ_レ信_レ州_レの_レ村_レ上_レ中_レ將_レを_レ備_レ極_レ信_レ 信君
と_レ子_レな_レ来_レち_レ又_レ持_レ信_レ謙_レ倉_レ持_レ氏_レの_レ忠_レと_レを_レ一
彼_レの_レ生_レ害_レの_レ後_レに_レ中_レ國_レと_レを_レ奔_レり_レ極_レ信_レの_レ子_レ信
徳_レも_レ成_レ信_レ在_レ河_レ伊_レ新_レ成_レ氏_レ朝_レ臣_レぬ_レは_レ後_レに
小_レら_レ伊_レ新_レ成_レ氏_レの_レ上_レ総_レの_レ久_レ富_レ利_レの_レ城_レを_レ
ち_レり_レ也_レ陳_レ氏_レ康_レふ_レま_レつ_レめ_レれ_レと_レふ_レ自_レ害_レす
時_レに_レを_レ州_レ信_レ勝_レ守_レ乃_レ僧_レ城_レ中_レふ_レ客_レなり_レし_レ成
清_レの_レ子_レと_レ懐_レめ_レ城_レ内_レを_レ通_レ退_レき_レ二_レ子_レ成_レ長
く_レ嫡_レ子_レな_レる_レ信_レ清_レを_レ淺_レ野_レ長_レ改_レ井_レ伊_レを_レ改_レめ
ち_レり_レ兼_レく_レ神_レ君_レふ_レ仕_レむ_レ事_レと_レを_レま_レり_レす_レ信
命_レと_レ兼_レり_レ里_レ見_レ也_レ房_レと_レへ_レ是_レ使_レち_レて_レ赴_レく

神君信清瑞宗の復光の力
と賜てこれと賞しとていふ家入不列せしむ
云云

或曰水谷燭光齊使志関を則小山に系
向すもいふ 伊前へ行く伊豆を賜と云云

廿五日 宇都文表進軍の宇都の大小石不 神君
の命にふりて進軍を許し進軍小山の旗飯不ある
その心慮を訊き知に悉く 神君に屬する伊豆を
盟す不則軍議ありて東西へ進勅在りて血逆臣を
責むるもいふ不攻しこれ信城秀康朝臣を以て
系務の聲しりて宇都文の城より免すし系務意

ふらとを奪し 新梁と古河栗橋よりあつて江城に對
ハ敵の大軍新梁を渡さん此城を謀ての戦由と流
も是等城文の城を備生度三郎秀利と云と屬せら
ぬ秀康朝臣糧料より取頼不西征由列せんと欲
せし給 神君流してこれと止め大敵の系務をかこ
つる則秀康朝臣の居城信城表を養父申替立
捕晴朝を以て留りしとて騎士三百代卒して宇都
宮の中城に信し 系務もて軍せを各粉骨と碎
き一人も生え信城へ此の傳言とらふると云云
廿六日 戌の刻金吾中納言秀秋在大坂たる此是
非なく凶洗を列すとていふも一戦の期も及て回忠

しそ丹心也存すもこの旨を臣平長石見も重
定也く此州小山に著しと上せしむと云云

廿七日真田廿房也昌幸是次男也唐の幸村の會
津の役も信の先達て信州上田の石城を築し信
州大伏の着より引歸し石田方となす信房子
伊豆也信尹ハ 神君也屬する由ハ中領廿坊の平素
也弱も福崎正則哉邦奈向の先鋒たも東國
も及の駿馬多魏との弱も是に及て軍切を
の抽旨 命せし信法永法也不其路の大小と事
是福崎も采邑と彼信知隣も自取正則も屬せし
れ是信房の口守も命せしと云云

廿八日結城少将秀康子の部下多賀谷左近頼資
等も彼平美也即ハ父信房方也其経信也も美
也其志を佐林我宣也其後援を之て小山の
陣陣也其討せん事也命の由也告る依久秀康
君より其通存の趣小山へ達せし是ハ信房也其
方より佐林へ調略す也其我宣評議し其
石果を其重經方より其守使節も其路も其美也
其子左近也其趣を其信房ハ其賢ハ聞と均し其
康君へ告知しむと云云

或曰信州木曾ハ天正十八庚寅年以美秀
吉の公領也其尾州大山の城主石川梅也

与貞清をそと交配しを平代系孫存る身及
在居の木曾の贄川の岩をそと家業長元
丙申年先小徳居也木曾茂昌卒し嫡
子次郎或ハ仙三
即チ有家督を継ぐ徳州芦戸の邑
と領しる小罪有く不領をほ収せしむるを
臣山村七郎大清の良俣入る道統ハ木曾に贄
居の嫡子十三郎良勝ハ在居と改め徳
州作倉小富居る一場も在居の昌次お村平
在居の古をも折く不源泊すといふも係兼
て是ふ神君小湯を取く志をそとんと
す。磯石川傳前守の瀧聞くとも世に

山村入る道統を助て大山お振を押し止む
神君も木曾の家業の嫡孫にいと物も
台体云 沙を奈の要路より誰を以て是を討
破せんといふも如も中多正信大久保十玄
清長安の曰大云と彼地を奈くゆれも咲
にふりて土人これと拒を是より常も権を
以て業とく大砲の樹精妙をほする取容易
おと何をもこころへ幸ぬ田五木曾の浪客
山村も場坂東お富居す渠をそと地中人を
つのも木曾をほくあつと云ふ
神君則之人をそとあつれ是言をそとめくめる人

の月三場昌次を乞ふ病函ありて山村
山村鞭と揚て信州坂尻の跡なる時に山
村良徳、弟及八郎左衛門河州松平の石川玄
蕃邸より山村、忽地来り相知り同清盛
參甲府の浅姓、許りて山村を餘甲信の
散をす。木曾家の浪士亦群集し山村子
村多勢となりし。急ぎ木曾へ参す。當時
石川備前より山村へ木曾の報鳴ありて山村
次郎左衛門系圖書之尾長監と始地下人心
をくし、時日と移りて山村を村勢川の若
を扱く。木曾を参治し、毎逐自軍を始

白と云云

晦日 小山に於て、連署者、大小名江府より軍を
班す。山村の城責、石田三成連評す。時に連て
款あり。意を、城中、永末の思ふ火を和のふ
参す。急長、津尾十郎、先表火を消さんとする。
冒ふ山、汽潮の海と、郭内、入あり。先表が
凡尔の、入城中の戦士、命令を、限り、其防戦、決

武徳編年集成卷四十六畢

武徳編年集成卷四十七

慶長五庚子年

八月大

朔日 神君小山より 台旆と武江に凱しより
水洪水より依り利根川栗橋の船梁流るるに女
河原より 伊奈船が川通り帆を揚ぐせむ
と云云

一 説ゆ多賀谷重經叛心の告者ふふり
船は深き帰らむんを去月廿日小山台
河の首に女河原より伊奈船が川を

形せしむるは海軍且難く一日にて僅に
四艘を求めぬは成り由敷 神君、今般
江城を還入し、其の群臣亦向て跡心あり
所不粟稻の船梁を断せしむ由宣ふ事
て皆疑を散すと云云実否不分明也
又曰 台徳公定頼表は上之の信由
信次初祿幸氏幸氏族四郎孫の信次と云也
れ上州友岡由頼と食邑を賜り信玄の討
てて控卒の長と云か多正信の部下小列也
る世人を一族と云天正壬午甲陽在府に
たて信玄軍に對し軍忠を乞ふ元より武

略の卷の二

同日伏見の城と云臨る城は石居元忠が死の戦
をとり干時紀州の頼宗孫三郎重頼元忠の首を
る秀形名賞として白銀千枚を賜ふ云 石居清十郎
元表岩間三郎介の之敵を討つに友家長松平家
忠曰由山正理把後政信と始め城中の鷹と勿論
難卒亦即ち追討死す所は上林寺
俗名越前改重 瑞士格三人難言三格武人由て大敵の死を
苗原の茶屋の指物由て石居と云る首を
木原三郎の身替八郎元之と云云 三郎紀州の住人 初八郎市重秀と云
三日 前田芳門利長と山鹿玄蕃元宗永り

大聖寺の城郭を臨み磨西守城流の棟梁大谷
吉隆多勢を借り大坂を奪い北國を責隆んと
し今日越前の頼重の跡をむす
四日 神君茂城に還看しむ多勢谷波理
太夫ハ去月より武場府中小摺石也むる越後
長政よりして長心を記し傳謝しむる神君より
あま清家ハ成尾四郎三郎を浅野より奪ひしむ
を能と知る事なり

昨日 越前大野の居城を移して冬藏院之位年朝
臣赤雄享年五十一歳に於て卒是を藏田前内大臣
信隆の長男也母を伊勢の國皇女富具敷入道

不知命の娘と云云

十日 恒永法下濃州松平の重臣より各一福言
正則の百解を合を調略と云ふ洲の勢傳を
振へ城は木一節を清と之は清居す

伊賀の古守筒井定次軍入参す和名恒向
池の先和州式上那の十市玄著遠光と云ふ上
野の城の爲るは次池を小寺光教小僧一刺
上野の城を新左衛門守重と云ふ

十二日 小山由起て連判の味方に屬し安西一旗を
奪ひ大小名人侯を三州吉田の城中送り信城代
松平和泉守家康と云ふを護り

早く吉田に請ひ其の織の枚数を
ぬき少井と助と申し入る程に後多
くあつた

六月十二日

家康

清洲信後

濱州波卓中羽之秀信也遊小財産を弊して
軍束へ也陣すも軍延滞すも在田より其の
と欺き秀頼方と申す今之を成瀬りして波卓
の城に今其金百枚を贈り秀信困窮の上大悦
て之巨木造らば佐具原と諱と不用流流と習
逐く彼黄金と流見すも此年石田の意に職

112

人信りた命不保せし位相山は能く梅一似金有り
善に於て國郡の物も又ハ斯傳事なるん波卓
の群臣並其痛をかむと云ふ

十三日 山村子村も羽書来て木曾の地平均の由
と達す 神君清威不斜に亦亦其波の勢城若
村苗木と改行ゆくとて遠山久三清友改定其亦
親貞信清と除多府知久在光寺今泉又介不援
云とて木曾表其意と云ふの旨也 仰付

十九日 神君の使節村越茂介李吉尾陽清洲不
仕て花江の宮宮代流流時石田と始凶流多勢
流河大領不を陣一波卓の城と藩屏とす是に

うりて味方の諸將余誠とてしりし事不攻早の城
と責授んと評級一安すと云云

廿二日味方の大小名ニ多し合しかりめて池田一柳小
河戸川と流して攻早より也張すより馬代を組
て百々木造の機と討破る大より秋永の流より福
嶋守下太常院を以てを相成の別攻早の城下
東の木系に責授る寅の刻也捕を破り町口の
正門也押詰り

廿三日早より大に捕まりり柵を破り或は攻早の
物城瑞竜寺の嶽稻桑山を責授るといふ城を
屠る木造といふ不似の城は秀信を城下に移す

秀信是に流被りし野山と部とある事不攻早の後
援とて大垣より石田鴻律とていふ三成の野首
河戸城より味方早田彦重といふれを討て大
勝利を以て彼先を八田中吉政と云云

廿四日 在徳云木曾路より兵病へ出陣とすといふ
事不云云三方余めて空城を以て城を 押首途
結城秀康卿に僅四五路ありて追討よむといふ
台徳云木曾路より兵病と云云

下旬 濃州志坂を陣の諸將捷告を献し攻早
城の事告東野旦吉松の款城の退ゆ味方
とて入ると云云

母後田多の城に細川去首
勅令不依て勢
多と和睦し城を渡

勢抄出濃清の城歎よゆら城に母田推分
不子田に退去す部悉く増礼し城を登
空き見り 在鎮西加友清山に北後之土の城を責
る母田如水の城を渡の歎城を責る
委曲母民記よ
略録よのせり

九月大

朔日 神君関西の凶洗儀成とて江城と 伊直途
何りし神奈川の跡よりよりあり 台徳公ハ枋通こ
倉らり信州輕井沢あり 伊直陣と云云

二日 神君ハ枋州左澤の跡 台徳公ハ信州小治

の城より河 台徳公ハ毎日河邊為の習と云云

又日 神君豫州清見寺小 台徳公ハ信

州深谷あり此より凶洗真田昌幸ハ上田の城

は楨元を三男幸村ハ伊勢守の城とあり家臣

根津志摩幸直碓石の城に池田忠重ハ冠者

辰の誓いあり 台徳公を拒んとす依て先方

真田信幸石川玄蕃政康長且若原右七郎忠

政也ハ伊勢守とあり此幸村守と事と云ゆて

城を廻り上田に去る碓石の城と又没落す上田の枝

城九子を兵と力左直忠房とて一歴とて冠者

之の誓へハ石川玄蕃政康日根於信太守馳向

の多小城を池田のやうに送るべし味方敗すは石川軍統名に就けり也

七日 台徳公上田城外へ津旗を遣はりて城に昌幸とて戦ふ幕下の士七千餘の勲功也

九日 神君三州長崎の城を攻めしむる當城は北山北條左衛門を失ひ氏備無かりしより致して尾陽犬

濃州郡上の城主稲美石末亮一也も味方小倉守

十二日 台徳公信州小治より長谷小治津上田の昌幸に歴への勢とを多し也

十二日 神君八坂阜の焼跡を去り

或曰尾田長政思惟く神君を諫て日向

宗の僧侶極越てて畿内は勝起せし先

魚一統も予武威を以て天下を治へし是氣

の亦も石田茂徳すのみ及て僧徒の方をか

十四日 神君木田廣田の道より午の別志坂の岡山

小倉守と云云此山の名三十餘町あり其味方の

如法陣寸晚不及ひて大垣より石田浮田軍を抗瀬
川の急に也寸申村一帯に軍五十五騎斗池向神
と 神君遠見樽あり 上覧ありて天晴申村一氏
況たりし依りて壇云場投り今款高向極子一
定山流を引引て初夜に戦小勝利を以て 諸先
士の士を切の勇と足しとて能然とて 淨眼と
離るるるの杭瀬川の境を越えすも一時敵
九迫三宗柏系を居門難卒百四六十と卒て火炮を
奪引取る如中村勢難とて百斗追番てすめは
大不浄と氣色快くこの勢入るも生て帰る事か
んと款甚しき果て申村に迫款木村を居門難

如討死寸と外多く死傷して收寸かて石田を陣
浮田小西等と相識し関系も到り彼多し小張陣寸
と移方の大軍と合有るの難雄ととんと欲し
松中ノ異面をその大垣より関系も終て一戦と
とんと對しの告有り 神君ハ能然とて 明早天
冥ふ系もかゝりて戦に城流を急へ 法軍次第と
追て松中系も系も奈次等とと觸僅く久世三郎
廣直坂部三十郎廣勝ととて 延田郡芝系の中
安及伊賀系も花後田近十三段中備長系も格不
後後者も百二町三町と歸て配立すへと令有り
今日 台徳公御旅泊信也も既訪と云本

十五日 神君の大軍、原小臨て、丹伊直政、闘と
始、福以下、の先、浮、据、ひ、戦、て、紅、波、頗、楯、を、流、し
清、敗、し、し、ま、せ、う、紅、波、頗、楯、を、金、吾、秀、秋、表、切、と、云、
或、曰、ろ、子、下、野、を、忠、吉、朝、臣、に、丹、伊、直、政、の、聲、也
軍、以、前、直、政、に、忠、吉、朝、臣、の、誼、に、似、て、彼、系
料、の、強、馬、を、見、る、を、得、大、き、き、て、才、漢、たり
直、政、川、彼、を、捕、お、留、永、三、存、後、政、丹、波、小、笠、原
三、存、後、政、丹、波、と、叱、り、て、曰、武、馬、師、芥、め、え、を
死、ん、ぬ、士、を、武、切、派、練、たり、豈、ら、ん、を、諫、め、る
也、幸、予、可、抗、後、政、丹、波、下、の、を、好、し、る、を、と、據、と
て、牛、の、こ、と、く、相、に、譲、ら、う、と、云、を、忠、吉、朝、臣、を、據、
軍、始、んと、す、時、に、忠、吉、朝、臣、と、携、へ、先、隊、小
作、んと、す、于、時、留、水、小、笠、原、に、好、み、し、悔、ひ、合
戦、成、り、し、何、も、携、行、せ、り、也、い、ふ、直、政、を
お、り、子、細、有、り、均、命、を、更、て、先、隊、一、野、に
也、た、に、脱、勇、場、戦、の、名、を、授、物、せ、り、事、を
忠、吉、朝、臣、に、代、へ、三、軍、の、令、を、施、さ、る
金、吾、秀、秋、勿、論、あり、と、云、に、忠、吉、朝、臣、を、携、
へ、戦、を、し、し、時、亦、忠、吉、朝、臣、陣、より、朱、具
と、云、と、云、白、布、を、忠、吉、朝、臣、に、粟、毛、の、石、小、笠
原、一、町、斗、の、目、を、も、る、家、族、何、り、忠、吉、朝、臣、を
渠、と、目、爲、て、池、む、し、詞、を、も、る、と、云、款、勿、下、り

立見松浦之島を浦あり忠告あり立太刀討
しむいたのまは指の根へ敵の太刀先ありて
底とありありとよもゆあり兼光の利刀と
そくあり敵を伐せし経曹のたの身のよ
も敵の太刀あり切あり、肌を侵すにふまは津
九多勝河知波角の浦のよは道士彦はくは
ハ忠告は巨刀と角ありて腹を刺し口を包ふ
買ふ津津ハ敵松浦の首とあり

中多志勝猛勇と譽へ大岡家の侍候を今度
神君へ屬し始ての軍おれ、大切と多人軍と能
て脱戦と願し、とてハ城法ある好軍ハ大谷吉清自

殺し浮田秀家石田三成小西行长り方と不知逃亡
し味方へ討ち首取三万五千三百七十人と云々

或日鳴津我弘敗績とてとも残云代二隊と
成し一隊を川上た内田四郎と清伊勢路の
志し多羅山のおへ落り我弘父子山路と志
し山中筋と引退く加井伊並政金吾秀秋
そを追討時、並政は越の火砲を中しおの
腕にありしおの方に底とあり軍散ると云
の腕と執の革皮の如く掛て、神君へ賜守
の賞ありと云々

神君ハ徳川軍場に来す、以實系に沙初は戦

平々山甲宿の歌よも此より世に 台座公の信
中山よ 山宿陣

或曰三州吉田の城主牧野左衛門右成時の子
曰元成之性者 神君の祖 清康君の
為不戦死しを孫曰元成里尾州を以て十六
軍の時亡父曰元成継の仇曰州家時之城主
石川筑後守を襲ひ種なき曰くを子集
人別河内へ大勝を遂へ移りての城外へ
進出と獨りありて是を討捕る時をを念ひ
伏せしむは土弛集るといれ戦引纏ひを場を
廻り流川一帯を救ふと曰く長崎ふりり属

一多小信頼一又長谷川秀一妹成里の妻也
取秀一も屬しりり小朝鮮陣中不於秀
一及び時不滝川長谷川右家也於て成里の
勇烈兼て秀吉の社也なりしは長谷川不秀
吉の命を乞ふも 朝鮮在陣中秀一守率
を指揮帰朝の後冥白秀次も附屬せり
是れ乃石を領守と程秀次自殺し成里祿
也秀一はれを石田三成も信て又仕へ事と求
む必古園豊と云ふ成里の勇銳を惜て
秀吉の臣たるん事を不能今度の乱起時秀
吉の援給と稱し已に塚に列せり此事坂

東へゆくは、勝者をして、神君より味
方に属す。其の旨を命じ、心
を快む。之を恥て、不果。今、戦ひ、
成里討死せんと。志を交す。成里、欺
き一旦彼指揮を奪す。事、甚、悔す。
恐、神君、首を池田に送る。合
め、成里討死す。荒尾、但馬と。成里、
死生を争ふ。如、天運、成里を、
死に、輝政、制止し、輝政、比、携、
れ、輝政、位、斜、勿、渠、必、死、を、止、め、
所、振、り、あ、せ、成、趣、神、君、荒、尾、を、上

妻、洞、ま、り、時、成、程、の、敗、軍、の、中、成、里、云
と、纏、ひ、夫、炮、を、揚、へ、踏、止、る、勇、倅、絶、傷、の
旨、御、威、を、儀、を、荒、尾、を、帰、し、由、り、願、て
成、里、を、麾、下、に、列、せ、ら、る、旨、一旦、輝、政、孫
成、里、を、ら、め、養、ひ、ま、す、の、旨、を、命、じ、成、
里、又、種、田、池、の、中、好、難、清、を、和、正、成、と、言、て
出、久、く、兄、成、對、面、す、へ、決、あ、り、再、合、と、言、
と、名、欲、す、と、成、と、言、し、と、神、君、と、言、り、成、
策、を、揚、へ、池、り、と、云、云、神、君、ハ、成、流、と、い、と
成、流、士、を、志、せ、ら、る、事、成、り、如、斯、
後、幕、下、小、
成、叙、し、伊、豫、と、号、す、る、
ハ、成、の、成、里、成、り

十六日 神君北山歎陣の南の野に 台旗を建
らし堂々の陣とてありし井伊忠政も 命せられ
回忠の金吾秀秋松坂村木山を以て彼城を攻むる
を云又大恒を責る今昔 台徳公木曾路福徳の
山村入る道祐を宅ふ 忠清時よ道祐の子長を良
徳兼平存る 高望木妻見の城をとりしる 幸物如
に木曾中平均の切を感せし 良徳中平の
十七日 佐和山の城陥て三成の旗定く殲す 台徳公
ハ今松妻見の城よりしる 妻に於て関ヶ原の城
法敗亡の告あり
十八日 神君佐和山より七里十八町あり 檜山より
小西行長囚人と云 台旗公可見の大寺にありし

十九日 神君六里十八町 台旗と進らし 幸津母
着流の如 勅使未臨に御雲客東向 伊清村を
神君今度以河松群の福多法燈と治る 幸せし
帝廟と守清く大政所を廿恭おとむるの由
命せしと三将の制策と東於街中お可達と云云
大垣の陣と指指し 松平圓防も原をの城
とちり 妻に相攻の新実ふ 伊奈園書
今城は法同心ありと改む 序向やまの福徳
正則の使節と赤擲す 台旗公徳州表板も
伊奈陣と云云
廿一日 神君七里六町を歴る 園城寺と清中陣と

世傳勇平為作と信昌と東越の西目唯一加友
在る處の正次大久保十三番長也と副これ今と八津若
院玄以西目とくを代と丹波の住人松田播磨
政行小池吾良等も是を勅今亦松田小池を要平
の卜吏とせしむる臣不唯一て傳祿と賜ふ福ま
た金吾今度の勅方不諱とあり豪雄の氣象た
る處昨日伊奈圖書の法司心の石法とあり不諱許
しくとてい圖書も死と物も前田利長大津と泰元
寸心國の傳不諱とと彊尾と信不 神君神不
利長の志哉と感せし海田申益部吉政出法の特梁
石田三成と与房也次 台法公江州とる文の碑

母 忌 河 へ 去 云

昨日 奥州南部領知契於之に於て先亡也契
主馬也親伊達政宗の妾也依一揆を伴
あ部信濃と利也の臣也松井信也の臣也
卷の城の村寸波松井寛多の勇士とて僅小
百人牙代以也の戦の中流力三番力十五番間次助
共先途へく款を討捕知契清利と名付く引
退く 予武徳廿氏記を編集し再三政正の事初を終る後
あ部傳書あり和賀一揆の詳説とゆへ是に記す
廿日 神君の魁云若于大坂の奈すも事と聞て
城中不備も毛利輝元并増田らり并伊土政の何州葛
葉の城へ使節を遣へて攻めんと云云斯く

台徳公ハ高久より高津の陣中御成りせり松本陣
より郡臣連入るる是より三里ハ町を控へ三升寺
に御成りせり如小真田の小壘御成りせり是日殺せ
送り関系の陣小川合あり事也 神君情
七日ハ河野郡ありて再び高津へ還駕と云云
中多上野介正純を令へ正信ありて原如より
台徳公の御成りありて高津新及 台徳公
正純の世忠親と浮常ありて逐年大福を増加あり
至威大にありて終ふ正純切不許り奢侈を極めて
敗病せり事あり

昨日 奥州上飯原鼻に於て祖賀忠親あり

花巻城と軍へ又成田村ハ表目にも防戦 孫
利向守之子に退去る事も又敗陣守
廿三日 奥州の如賀馬忠親昨日二子陣と没落
岩崎河原の城小入暫く梅碓の浦を凌ぐ
如伊達家の白石名栗の宗より精米石を奉
二荷と送り柳忠親の如右又四郎と稱し如賀二子
の城主薩摩義治の三男あり天正十八年卯奥州
一揆の長裨貫又次郎廣忠あり我治三男なり
之時忠親もんと稱し一揆の長を名を以て二男
落を以て末次宗を称し岩手山より孫族相中
務の如伊治の大敵小幡を討つる事

代後

神君舍津へ沙を奈の青めらりて改宗討つて
見し大森也如実志親は對面し南部氏大形
ハ系持也屬す一ハ汝を曰好の家ハ小僧ハ飲如
實と代取回府之志を解し可也先に南部ハ
要城花巻を拔つるの旨を合ひる所右親も悦とな
し南部信濃守の宿上へ援云とて却て虚由系
し和賀小族を揚り改宗別南部臣江判為作
る東境新堀の城ハ歴の勢をき先亡大迫之子又三
序又ハ馬の方ハも松倉伯耆と援ねとて是ハ南部
臣田中左衛門大迫の城を松葉ノ系取折柄和
賀と馬ノ子ヲ拔り利と考ひ城と落して岩端ハ系

カニ
カニ
カニ

ゆへ白石名場カニ方より石の毎精米畑系城馬志
カニ日石田三成因り三井寺の沙陣ハ至勢則禁獄
せ給治場也て世國寺も屬し如勢福富池田淺
野と始大坂へ奈守井伊中多監軍たり且 台位
云へ伊對能と云ふる大坂へ伊初在可也旨 命
せ給系極多次高野山へ却て道より引返り素向
次 神君ハ彼筑城の功勞を感せし十三日まで
大津の城代拘提し居て赦さ酒度す事を恨と
言ふ
台位 台位公能解と云ふは陣と云ふ毛利若門
輝元大坂の角虎と通て本津の別墅に退くこれ

先きの河をさへいよ因作と家なる也

廿五日 増田長盛大坂の陣を以て高野山に移る

廿六日 神君園城寺を築せしむ根谷越とあり

へ部せあり 台徳公路次より向せらる 河野越

神君淀の旧城より河野陣と云云

梅の家傳より石見寺に秀へを園秀吉の就

遇石濱より山城の内百武指石橋津の河天

川村七百石を領し且近江の祖祝とあり

折師重病と云ふ山科より向し 神君

河野見をさるると云云

廿七日 神君并 台徳公大坂より河野依人の城郭

大坂上流経美の間大坂を渡り河野

廿八日 神君八合度の乱に石田赤松の企をるに秀吉

河野根更に於くと少治せし世上大に北指す

傳へ福次大坂の死を於て嗣君の事

秀忠君と結城秀康の臣下野島忠吉朝

臣の心いつれも移るべきや大久保相摸守忠

隣を訊せあり知る 秀忠公可成れ其意を

いよ一失有るを不見と云云後日

神君井伊中多柳系平岩大久保中多正信

と云くをて 河野より依る六臣退て河野

より知に正信より三河守秀康河野勇統拔

群をり是嗣君たりと有るを改志持家
 改親若者之欲すも如と述る志隣曰二君
 以て内府子の賢君也此則一馬の道
 を論すも及 秀忠公の智勇兼備
 して済世経倫の性有り是可於此康政
 亦是少同す然して六臣 神君の
 神前不也如先の信之志守也と尋ふ
 先多に論すもふとく秀康君可也人と
 言ふ時不也隣ハ 秀忠公可於由と云上
 次も如 神君能る神氣也其の信志
 隣と再三問言次志隣曰國那を真取
 事を武略を中して天下を平治す事ハ
 文武兼備の非と未可也 愚臣泊原と尋ふ
 秀忠君もはる上を國那を割て死なぬ
 此君と具六臣倫を成つるふらふ事
 加多 神子孫長久の基とる事何ぞ
 狭んばと則哲言状と持く
 神君ハ退去すへ予熟く思すもい言を
 一と白と雖も又六臣を以て志隣の初と隨て
 秀忠君を以て能君として國家の政を委
 するの旨 神定ありて 台徳もふ事
 らる志隣も此志持借れ彼 言を

石原くくか多正信父子逐年恩遇厚
し云云

武徳編年集成卷四十七終

武徳編年集成卷四十八

慶長庚子年

十月六

朔日 凶流の棟梁石田小西岳國寺治中を討つ
六條河原より首を刎て獄門より棄せしふ且長光
中後京の首回くこれを曝れ平

三日 毛利輝元、領國安藝備後中津江及び
石見備前那賀を降し、周防長門各州を掃
平す
九日 福清信濃を罪とす、宥め申候、安藝守の

命をさす。

十七日 前田利長は大坂の宅へ柳原康政を誘使
し、加賀の故兵江沼二郎と結ぶ一命を賜は
せ、舟中甲斐利政に出立を命ずる。其後収の事あり
世に大関家の大山右の軍功を以て關國關地を
封せしむる事と書載しあり。

十八日 丹波福知山の城主小幡末造及助を誘致せ
死を賜ふ。

廿日 奥州より南に信濃を飛巻城より岩瀨
よりして款城を責る事二十日計あり。然るに
雲霧事難く馬を促すゆへに其國へ軍を遣すと

云云

十九日 台徳公洛陽より大坂へ 渡河して舟中泊す
位と云云

廿七日 神君御法石より小幡へ徳臣を以て可智
と仰ふ

廿八日 神君の法磨子より大凡徳生しあり母上堂へ清
水氏也と云云後尾湯候大納言我志也也

廿九日 神君御法石より復しありあり群臣参り加賀
廿月 加賀清正より田如水、謀略忠義に依り九州志
く平均す

是利將軍我昭々の功臣たりし 和由伊賀を誰改

子備居の維長山氏小野本繼殿令小倚頼一丹州
子あり 神君山長乃河原を以てこれとて家人
に列せし類を去る天正十一年 神君伊賀越
の先難不維長江州の田守ありして志を去せしを
回初小依てあり則分領の内江州甲斐郡和田村
百九十石と物

日中給云居の定好畿内并江州浅井郡公領七万
石の租税とあり常是依見の城は住す〜と云云
後在大隅元和元乙卯年
以来以後大領小移り住す
伊伊と郡七捕並改と云て天下分國の戦ひ殊は先
徳と〜と權利を有る誠は善志の元初あり依て款

於石田の居城江州佐和山無妨の居居四屋下に叙せし
る隈佐和山、治陽の藩屏たりと云々要害の地
にあり居居根の金龜山の城を移す〜と云々
年の初秋郡より纏張〜と云木の功とあり此
地の湖水を清く要害に不掃る後〜と云西國中
の商人を及に頼る〜と云底意あり流石福富加
を浅野宗と云を築〜と云江へ冬勅の時稽〜と云
根小休息す〜と云稱〜と云城下に居居と云居居美
作と云此とも幾和〜と云改改守りる事然止
と云云 井伊家傳の斯也武徳母氏記に本年二月小佐和山城
と云改改守りて載す〜と云武徳大成り隨り有るあり

十一月大

十二日 山内長曾我部成親大坂表に來り罪を謝すとも恩深ゆゑ土佐の國を除く家

十六日 台徳公大坂より伏見に 渡治 神君表日

社領の印章を一系院の至真福寺と誓ふ授け

和州信上郡二万石九十九石斗也但内一條院信四百九十九石二斗
大系院信九百五十一石七斗一升一合

十八日 台徳公 伊奈 内青山志成信又信下ぬ叙

常侍介小侍

十八日 山内兼村なる信廣秀因州取多めて謀に

伏す渠の家に 近衛院より源朝政不幼志

の獅子と云ぬと納給ふ形政子の後胤徳州公使

左京大夫頼朝の子次郎朝次信通見松岡在馬介

頼朝今度初て 台親少福寺も水波劍を頼朝小玉

より承く家宣とす

十二月小

十二日 當今弟一の皇子改仁親王を儲君不定す内侍

母は近衛及信尹の女也 當今の侍を志して

宮初皇太子たるもの如く菊亭右大臣時季公使

昔院を以てお祓へし太閤秀吉も當今一の皇子

良仁親王母君中山大納言親徳の女也皇太子不定す先より此事

獻する事ありし旨近衛を以て 神君へ 密儀あり

神君曰凡子を知事親に如く信も亦男子多しと云

とも信嗣より事ハ信の心あり中一の皇子

の月 白王太子たるん事、いれぬとて、
任せしふ、改仁親王母后貴子、上は
史記の事、と奏せられぬ、大に
て、沙汰、あふと云云、
殿意、何り

十六日 大久保新十郎 志常 志常子 土屋平八郎 忠重 忠重子
五位下 叙 志常は加賀守の子、忠重は加賀守の子、

尾張國と云子下野守忠吉に封せしむ、越前の國と
冬河守秀康に封せしむ、浪客の事、
浪客、誰と能く群衆、
くを、祿の多寡、
家侯伯の月、金吾、
家侯伯の月、金吾、

田輝政、細川忠興、加賀清正、尾田長政、田中吉政、坊
尾吉晴、加賀前田、高島、中村、志一、山岡、一豊、
極、次、同、多、知、仙、石、忠、政、寺、次、廣、多、富、田、知、治、有、
馬、若、氏、池、田、長、吉、古、田、重、政、金、永、法、印、注、永、法、
中、一、柳、監、物、金、盛、稻、葉、龜、井、茲、矩、福、多、正、
新、西、尾、光、友、分、部、政、来、山、崎、家、盛、市、橋、長、清、等、の、
今、及、味、方、子、腐、忠、と、扇、寸、法、形、の、切、を、以、一、國、と、
賜、り、或、は、二、州、と、封、せ、
地、小、移、り、或、は、旧、領、に、加、恩、何、り、
裁、す、
九、級、と、封、取、
采、邑、子、石、を、加、へ、

信州諏訪へ神領子五百石戸隠へ社領子石城寺附
七ヶ家

世々木曾の土山村甚き所良徳あり七百石石村平
原の良幸に四百石石村正徳の昌次五百石原
國兼小八百石石村助徳の七百石石村正徳の六百
石山村八郎徳の六百石石村正徳の六百石石村正徳の
石をとり相成寸石山村良徳木曾山の控りす

〜と云云

伊弉利須國の蠻祀祀前長徳より入津也此石
申中鳥銃のり種、操の上の事なり 神君の
覽申す所の群臣の事を見せり

松柱三四郎正時、織田の庶流あり且碓川新田徳の
親長入道乃總領田原正徳、元次岩子佐左衛門信
甲州土の
信蓋り子 祿を賜へ近江次
方鍋丸越前子 台徳と、取直寸後持部乃権利
と稱す是也

前田芳所の長良横山山城と長知の二男在り長徳
の依りて後書院番に列す

和州の浪客新信流柳屋但馬守宗茂も、家入
と成る、曩祖は和州喜市の神友と申す、孫四郎家宗
といふ名、毎年の院士射術の達者あり、細川武敏等
も國を仕へる事なく、和州柳屋宗茂、徳川家宗

あつて伊賀の國士と戦ひて守を疎^或る守家
者三好長宗は天正十二甲申年卒時六
十九年也子但馬守宗者杉木久秀不屬一戰
切つて感状を授けしも病を依て柳屋の庄に閑居
し新治の叙州絶妙ありしを長男新次郎者持を
筒井重茂不屬一後不之高藩の上段詰州を武意の
修りしを是より五年を歴て伯州飯山の城に戦死
す次男又藩の宗矩又叙州を以て世を傳ふ也世人苗
六月小山の代をくはせり伊家人も列せしに但馬守
に守正係三丙戌年七十五歳ありて卒す
下野守忠吉忠の旧城武州忠の定義代高木九助

廣正石野新藩の代光小 命せし廣光の元菅
源大格定利。治生勇名つり長源の軍切也
場小格く重臣と列し小大格の部よりせしる今度小大格
屬士の内より取色の士小列せし廣光を以て
と一色の城藩を命しし廣光長十八壬丑年
命を授けしは子新代廣次續て勅着し元和
二年酉九月六日命を授けし卒と云云
堤藩の大名今井宗兼其系にも世を守連年伊
野遇石濱者也一掃州注吉郡也三百石の加恩せ
しは合ふ三百石と云々
石濱の上林井屋ありしは忠死ししを以て男又一

身を野山の中性院に隠れしを 神君は二百石
と多しとて二百石を加恩せられ治まはれ近境を
万石の首税とせしめを改て入三郎と
稱すと云云押上林越前改まはれ丹波ありて
山城の産也三州是陽小遊歴し 神君ははる
の御目と成味方、原長久を軍切りて是崎の
西目とせしめ天正十三し西年以來治まはれ
茶の軍を治すしと云云 粟本大坂の巨細関
西の大小石の治法中々の風俗を治す羽書と云
く駿府也このまを命せしめ治まはれ雑穀と云
産し是寸と一男と林友あり忠政の家を治す

四云の孫
子記

友四郎吉正と稱し是より年序を傳へ大坂夏陣
の時松平越中守定徳に於て戦死す二男是
林伊賀定正と越前美濃桑原の臣たり彼君
以後嫡子羽林治志正の時同列の格と傳傳
し改易せしめと云云
黒田甲斐長政花前と賜る則花前と稱し
小田の秘蔵也、宗庵有衛の陶器と探し
神君は献次と云云
関系大坂以後黒田能くも信吉洛陽大徳子の
皆中、小富石すと云ふと扶元越中と稱朝河野伊
鶴と云傳と云ふと云ふと小田の理州治と谷方女子

石代場り 諸君申別世道を善く申す二の如き事
と云云 後窺武鑑
榊原内記清久十七景あり上州飯林より
見少抄さし不慮先容しと 神君く 清國ん
心よりして是れ神恩歎んて申す
元年漢人刺無國和崇志人等一大和母多て初
泉州蝦津母志守漢人刺無に能く採り水
戦に習熟しとく剣を作ると勇悍諸事皆悉れ
伊哉利河海城といふ是也和崇志と河蘭陀
云なり

慶長六年辛丑年

正月大

元日 神君 平時大坂西 九月河庄住 曰彌より所 伊予方あり

諸士系あり 台道公大坂二の屯より如城

清河秀形へ申相看新陽を築くあり大坂の太

名も中城へ登る一平

廿日 神君河庄遠例古使執事より執事と依て書成

波江秀形へ福ありと書成後諸士酒の礼を群

衆より新正代祝儀 神君河庄烏帽子木下出でて

礼を更ぬ

廿六日 波江六右衛門有綱享年五十八歳云々

寸六尺の婦子を援け、援けの勇ましく云云

二月小

三日 台庄公大坂城下池田之屋の輝政公に

波平去月十六日 神君より拜戴せし、飛騨守衛

の陶器と心吹茶の舎を僅す如也

六日 伊豫守の徳助二十餘人坂東の領知を頼

穀多を増封せし、伊中めと冬遠波信の田知も復

く欣悦すも、年捕り不可計波平も、伊守徳助

勇の切長たる、伊守徳助、遠州橋本郡江州坂田郡

多摩守武子石加思せし、伊守徳助、伊守徳助、伊守徳助

人と云他、伊守徳助、伊守徳助

十九日 丹羽勘介氏次、伊守徳助、伊守徳助、伊守徳助

廿二日 松平白十郎忠清、享年三十九、伊守徳助、伊守徳助

去是ハ三木の松平、飛人信孝の孫也、九郎右衛門

重忠の子也、忠清ハ父重忠ハ伊守徳助

廿三日 依見の城、經美造、伊守徳助、伊守徳助

より伊移徙あり、今日去年出流、伊守徳助、伊守徳助

伊守徳助、伊守徳助、伊守徳助、伊守徳助

廿四日 台庄公大坂守あり、伊守徳助、伊守徳助

り、伊守徳助

廿七日 台庄公、伊守徳助、伊守徳助、伊守徳助

言也、伊守徳助

廿八日 台徳公權中綱より二夜に叙く權大綱云
小住せし結城少將秀康公考誠有以中野守忠若
新信從四夜より叙く侍從守忠守後薩摩守小政
めりし也

廿九日 台徳公 涉東 内と云云

今表坂東夜疾流りて人民多死守

四月小

四日 奥州より南に信濃と利直を云四子七百余
と率て去月十七日より今日まで城臣和次忠親り
居城岩崎と攻付越へ大湯より伊達政宗家臣白
石庵宗玄援援しと先鋒とて新木村監を信

岩崎城の如く夏池川を城中に入るとあるが
方大興寺在りし詔長飛ハ十余云是を了す付
斗戦りるといひ新木村監ハ大興寺より伊達家兵
吉ら為小命を殖し沙会少く城中に敗入白石庵
宗玄も本年返押来り越へ先年敗れし城中に入兼
たも事終りし也かろしとある利直揚ふとあり旗
竿の追討を見て白石を谷地少く小別退くと云云
十日 台徳公伏見を奪ひ武江小治川向也依来
我意武陽石川の陣ありて 台嶋を待たせりか
新武場の款新しとあり 涉津容の沙汰も及んたに
て 神君にを料を償ひむ為め是より上洛と企と

云云

或曰我宣此月十五日伏見ありて罪を謝す

と云云

十九日奥州岩崎の景子井橋を揚て城迄糧米
絶て甚艱難の神を望ます

廿日岩崎の景子西風を幸とて火矢を城内へ
発し焼く城中既小防戦の術とありて云四百八
十余大船を令し城陷し一揆の如く和実忠親ハ此迄
者を人を得天京を廢く大志ハ小産行ハ此迄南都
利をこれを追く大勝候も云を棄せんといふ時よ
神君の御命大盛山居候吉正松前ハ有求と稱す

下向一處ハ未だ難不利を諒め是より軍を凱
す

廿月城州山崎色別木村ハ於て植石見者知悉病
死す此ハ方松院戒晴將軍の時より南江ノ唐屋
一信長秀吉の露遇とゆらりとも甚七郎知悉切
少のくを族を識く秀吉より加恩の地持州天川村
七百石花梅江有御一石と 神君ハ献く此別府
百三十石お城の形を斤相市正且元大久保十三郎長
安達お守守知 言聞お及て後日お形原の道
伊波お意。父知悉散樂の大敵哉好む知悉お續
とこれお修りし二條お戸体見へ来初の刻を獲て

啓上覚中入るるに心と縁之を唐の未達の時
あり自然と敬樂の列に准一氣統とも休暇は
時と知別不村は南越不修事なりと云

五月小

四日三利在唐の督源粒紙卒去を遺領野州松連
川の邑女石と嗣子に唐緒粒氏由事又石を
加恩せし事

十日前田孫千代利光干時十神君の清前には元後
松平の清祿号を賜り從四位少輔侍從也筑前守
と兼侍從少松中納言利常と云ふ是人也

廿一日豊國の社へ一万石清雲の増あり且言豊山は

堵の事と宗門の法令を條定む

高野山寺の宗門状

一七石六百石 但州伊賀郡
賀多郡の内 虎虎中

一 貳石石角 石石石
石石石 碩學の虎虎分
古巖寺也

於合九石五百石

石能知永代と宗門状配當通令可寺領
此と云海の抽と長地久の形後一五米平四
海静温精行也

五月廿一日

金別名寺虎虎中

高野山中法度條

- 一 凡法外之法事但性在捉之為格別事
- 一 凡法外能之人員是可有職之遠但山上山守
 諸伽藍造美之節式方石之人是等分也
 之使事附也人員是到之從雙方也其行方
 人員是到之從法取之應法方人員是到之從
 行人之九事
- 一 高野寺分所之依為不識之寺修造之材木是
 新不中申也其山之中能河之山林可伐採
 事
- 一 高野寺武石之中石之寺修造法度

料石之凡法中碩字凡人之有配分也
 之同闕如之時之字信之也其意之
 之法可之非進事附也其意之
 當法一代也法伽藍破壞之時之從
 方之P送之之修造之人員其助之
 之之法伽藍之人員其助之
 其事

之之法之世有弘隆佛法承代不意之知天
 之承平之修行之也

其長六年六月廿一日

家康

高野寺法度

此日結城冬誠秀康の依りて天津小島に越
前へ入國せし其時次郎州中の藩内より兵を
移し三男徳生河り切石を河内丸と稱す又國に
上段後河雲少将兼也羽と並改也
廿五日西郷孫九郎志負享年二十歳ありて卒す
之子なるは中兵衛と稱す其家を継ぐもの後
若狭守と稱す

六月小

朔日去天正十壬午年軍忠有し其家人小列す
信州先方の士平林友助正廣初年四十二歳に
して卒す

十二日 神君上杉素持の罪を宥めらるゝと云ふ
十四日 遠州濱松の城主松平内膳正高慶享年
七十五歳ありて卒す母ハ 神君の御妹多知屋と云

或曰家康故老にハ 長巨塔甚き所
と云す也 神君は憤りある也と云
自殺し痛死の由被る也す、いまだ子孫
在り助頼忠に濱松の城ありと云ふ

同日 今川伊勢守氏詮我元の甥 享年六十六歳あり
て卒す

十八日 大津義經が朝比奈隆房の恭威卒す世人
初孫と稱す今川氏貞備前守の後追軍切と云

せし勇士あり
本年江州遷りて新城を築ふ寺堂を造平
の上戸田左門一西に賜ふ戸田権左衛門氏輝
其の者多氏光の子也永禄年中の氏光今川氏
真方とて三州田原の城を築ふ神君も責
概れ城を造退く中多廣孝小田原の城を築ふ氏
光没後左の一西知く神君も追侍す當時不
多正信 神君を誅す曰性古是知石破流の三災
の後 帝於東北の法護る今常祈なりとて
之をもせむしん事可成とて要路に城を築謀り
之人とて城を築と 神君を誅す法信を討て

津田城に利悪く是をこころみて播磨の城
と築くなり

七月小

十日 神君虐疾を患ふ

十四日 上杉系務入洛を罷りて謝すあり

廿七日 神君症疾を収然や一五日を患て

八月小

三日 神君病凶平愈せり

廿四日 系務領知百三十を分八子在東の内要湯の敷
那并羽州長井二郡を内二郡及佐後一國を以收
せし奥州米福崎三指万石を以給す

六月 蒲生勝三郎秀行小奥州の内系勝没後
地六十万石并江州日能の田也三万石を賜ふ
下旬奥州如賀一揆の棟梁如賀を馬忠親評達
改宗調略して大志あり玉府中程きしを信生蒲田
宗現同井形助斎友を代ふ人をもに殺す先
改宗あり先きに如賀とすめ一揆を起し勝越
南紀より祈る能是を戸披へきると云ふ

九月九

八日 松平外記伊昌享年四十二を以て卒次世人
の鼻祖ハ 佐川如泉与信光君の七男流九郎則
定より三州又井小住守を流九郎則忠孫流九郎

以廣忠元の為小奥州松越郡波野の城に戦
寸忠次子孫三郎系忠 神元ハ仕へ軍忠莫左
形り系忠子世外記伊昌也

晦日 台徳公江城に還るゝあふと軍の娘忠今
日加州小松の城に入興せざる成長の後筑前守利藏
の簾中とて三男五女生まふ長男ハ流前光

改後よ化二男流次三男流孫与利長女ハ次
亦近大寺忠廣室二女ハ松平忠親与光成の家三女ハ
八條智忠親王の簾中中々外小島女式人母也

と云ふ今及入興の時山若三信在廣智の娘忠
の流勢とて彦彦加州東玉家

上代知回主と奔人本臣たる人事と傳り因て禱す
と云云 元政後大和郡に改
核程の既士あり

十六日 神君濃州加納にお志清涉城地を巡視
あり

十八日 山田十右衛門主利歸來寸世人无正丁丑年十
二歳に於て 神君近侍に同九年己年十六歳の時
淡杉城中にて 涉前邊の坂に主格と白福の町を
雄と交せしあり為る淡杉大寺の外あり主格を
討淡杉城を奪り志州井谷小姓に井伊直政が
寄食寸日十八庚寅年直政の陣に於て小田原原曲
梅村軍の時一軍功ありて此を家より又蒲生氏

守は仕九之秋不戦功を願ひ給成と家より三男を
して其の家の人に列す

傳へ給す重則。父十右衛門主則八歳方系る
天神お祈りて功名は是もあ申小口福に相
子と害し心奪り長久の役も首級を授け
て恩先と家歸來すと云云

十一月大

六日 神君江城より遷居せ給

六日 信濃越後上條の品に直たり 畠山山城を我
妻入道入彦子上杉源四郎が我を八歳の時天正
十三乙子年叙父上杉素勝の質子とて赤土に於

史より在大板等と云 神君は福徳を以て父入江を
 江兼續と名和ひて往年系譜を以て成志を立京
 一去年以来 神君へ属する所あり我表に在
 近功監少佐 長門守と改め法律を一度と云
 九日 神君川越舟渡法皇月下旬迄思の意致
 有る

閏十一月朔日

二日 江都市中大事回祿次

十三日 小田博俊等民治を天座十九歳にして卒去
天正十八庚寅秀吉の死に後継を継承するも信長嫡孫秀原相繼位して多
 へ天座の御方に従ひて在りし中秀吉の少子秀次朝臣天座の外孫あり

十二月大

奴の概り

四日

神君岩紀母教有る

本年 伊達政宗は系譜の欠地を別二部を加恩せ
 る柞天正十九辛卯年秀吉より政宗に旧領を教す
 之時序一揆勃興し戦争の地なり高野大崎八郡
 七場り其に於て二十餘年を治む

- 一 取井 一 中吉 一 宗仙
- 一 膳切 一 河賀貞 一 玉造
- 一 栗原 一 志田 一 遠田
- 一 荏田 一 柴田 一 豆理
- 一 名取 一 黒川 一 江朝
- 一 伊具 一 長城

右の外宮多那の内九ヶ村に惣六十石と云
神君妙素院涅槃と云ふの碑に述せしき後日漢
書及び東葉十七史を讀むれば此を証せり

浅野左衛門長常長皆川山城守廣照位母叙寸
中多豊後守康紀前の名松平玄蕃前の名松
平伊豆守信一前の名松平源政守定房前の名松平石

見守康母前の名水野對馬守守仲前の名山崎
理亮を改稱前の名各從五位下に叙寸且重改を食邑
あり石を加ふ

前の室河守軍家の切江一色式部補友長の嫡子
善房前の名蒲生家の曰士約本根右近利政且海伯

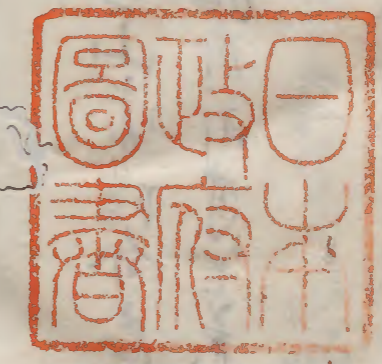
善秀揚二男孫丸傳の善揚の家人小判一食邑を賜ふ
善揚ハ後或知カ補あり善揚ハ
後伊豆守あり且善好と改

去年閏卯小旗と忠死せし友重玄蕃允之孫の
子於此より久 神君と洋賜す孝長ハ癸卯年卯父の
逸臣と稱ふ

台法系前の名補臣高山常陸介忠成今年より実八州
の度改を考り江府町目と兼帯寸

- 一 八十石 曲淵總殿為
- 一 二十六石四斗余 善根 孫作
- 一 八十六石 善雄 民辨
- 一 九十石 折井長次郎

- 一 八十石
- 一 百十石
- 一 五十石
- 一 七十石
- 一 百石
- 一 八十石
- 一 二十石

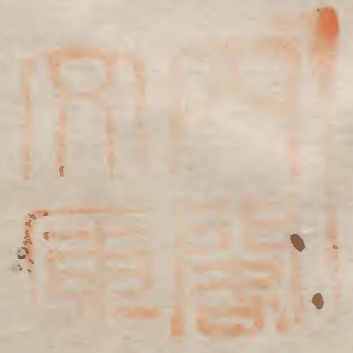


折井九郎之郎
 曾能新流
 有泉大茂
 山宮内
 多場右衛門
 青木白雲清信安
 青木清左衛門

右坂合多武百六中石植之とあり大久保十三清長
 安次郎小吉正守お渡り同村の内給り地百六石
 七斗八坪折井右衛門より取られ租税と可歎と云
 右の輩名に及ぬる知行は富名し軍役を勤る

のち後年正守と斗以親吉尾州大山の城を移
 りし時左路甲州府中の城を築と津金尻と
 其ふ是を勤る云云

武佐編年集成卷四十八終





Faint, illegible handwritten text in seal script, likely bleed-through from the reverse side of the page.

